

金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な
利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令の概要

「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則」(内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省共管命令)を改正するための命令。